



特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

第 18 回 通常総会

日 時：平成 30 年 6 月 9 日（土）13：30～15：30

会 場：佼成図書館視聴覚ホール
（東京都杉並区和田 1-2-1）

通 常 総 会 次 第

1. 議長選任の件（含：定足数確認）
2. 議事録署名人選任の件
3. 審議事項
 - (1) 平成 29 年度事業報告書（案）の件 1
（「参考：平成 29 年度事業の報告」）
 - (2) 平成 29 年度活動計算書（案）の件 22
（事業並びに収支および個人情報保護についての監査報告）
 - (3) 東京都・法務局等への提出・申請書類の字句修正付託の件
 - (4) 定款変更について 29
4. 報告事項
 - (1) 平成 30 年度事業計画書の件 45
 - (2) 平成 30 年度収支予算書の件 49

以 上

平成29年度 事業報告書

平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

1 事業の成果

第5回目の開催となった『全国都道府県会議』には1都1道2府26県50人が参加した。今年の企画は、全国組織の特徴を生かし、北東北(青森、岩手、秋田)県明社の会長、事務局長6名が企画を担当し、テーマを「これからの50年を考える」とした。初めての試みであったが、地域性があられ、本法人の全国的組織の事業のあり方の新たな視点が発見された。

地域ミーティングや要請のあった都道府県・地区明社への講師を派遣し、各種相談や研修を行うなか、明社運動の理念や「これからの明社運動・3つの方針」の理解が高まってきたことが確認できた。地域活性化への支援を目的とした地域協働事業では、旭川明社と協働して、子ども音楽会とファミリーコンサートを実施、青少年明社育成への足掛かりとした。

災害支援事業において、東日本大震災被災者支援活動は、これまでと同様宮城県の復興住宅や仮設住宅への支援を行ったほか、被災地子ども支援を行う中、家族ぐるみのイベントは参加者から喜ばれ、継続の要望が寄せられた。また、熊本地震災害においては、地元熊本明社と協働し、益城町テクノ団地仮設住宅での「懐かしの映画鑑賞会」を開催し、仮設住民に喜ばれると共に今後の支援のきっかけができた。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び数	事業費の金額 (千円)
明るい社会づくりの精神を啓発・普及するための情報の収集と提供	ネットワーク推進事業1 「全国都道府県会議」 本運動の方向性や事業のあり方を共有し、より一層の繋がりを図るために、全国各地で活動する方々と意見・情報の交換を行った。	平成29年10月21日～10月22日	東京都千代田区 全国町村会館	25人	会員 50人	3,121
	ネットワーク推進事業2 「明社ミーティング」 時代にあった市民活動のあり方などを研鑽し、情報交換並びに意見交換を通して運動の推進を図る共に、「3つの方針」の浸透に努めた。	平成29年2月25日～26日	石川県志賀町 「いこいの村能登半島」	6人	会員 40人	384

明るい社会づくりの精神を啓発・普及するための情報の収集と提供	ネットワーク推進事業3 「講師派遣と相談サービス」 各都道府県および各地区明社からの要請を受け、総会や研修会等に役員を講師として派遣した。また、運営や活動等の相談にも応じた。	平成29年5月18日～平成30年3月25日	山口県下関市他15か所	16人	会員 一般市民 650人	929
	ネットワーク推進事業4 「諸団体との連携」 ①日本国際ボランティアセンターからの要請で、未使用ハガキ回収による「ラオスに井戸を贈る運動」を継続。10,923枚が集まった。	随 時	法人事務所	1人	会員 一般市民 不特定多数	3
	②アフリカへ毛布をおくる運動の後援団体として、運営会議に出席した。	平成29年8月7日・平成30年3月13日	東京都杉並区	1人	運営委員 30人	
	広報事業1「機関誌」 機関誌『はーとふる』を発行し、全国各地で展開される本運動の広報に努めた。	年4回 4月・7月 10月・1月	法人事務所	4人	会員 寄付者 一般市民 32,363人	3,088
	広報事業2「WEB」 事業報告や事業予告記事をホームページに掲載、同時にメールマガジンを発行して告知を行った。また、Facebook ページを活用して記事掲載を告知することで、新たな読者層の開拓に努めた。	随 時	法人事務所	4人	会員 一般市民 不特定多数	550
	広報事業3「広報ツール」 「明社パンフレット」の頒布を行った。また、提唱50周年にむけて広報チラシを作製・配布した。	随 時	法人事務所	4人	会員 一般市民 22,340人	87
	調査・研究事業 ①地区明社の情報収集 提唱50周年記念事業のビデオ作成に伴い、地区明社の活動取材し情報収集に努めた。また、地区発行の広報誌・記念誌等の発行物を保管し、いつでも閲覧できるように管理すると共に、各県にも情報を提供した。	随 時	法人事務所他	4人	会員 一般市民 不特定多数	25

明るい社会づくり運動に関する調査・研究の推進	②セミナー等への参加 他団体主催のセミナー事業等に参加し、他団体との協働のあり方などを学んだ。	平成29年8月6日～平成30年2月24日	広島県広島市 他5か所	13人	役員 事務局 13人	217
	③書籍の購入 情報収集のため書籍を購入した他、刊行物の定期購読を行った。	2回	法人事務所	4人	役員 事務局 18人	5
明るい社会をつくるために活動している国内外の諸団体との交流・協力活動の推進	地域協働事業 ①歳末助け合い募金 大阪府地区明社連絡会傘下の24地区と協働して、歳末助け合い募金を行った。	平成29年12月2日～24日	大阪府内主要駅前等68か所	1,300人	一般市民 不特定多数	41
	②青少年育成活動 小さな子供たちが気軽に楽しめる演奏会として、「第2回子ども音楽会inびえい」を開催。また、子どもからお年寄りまで誰もが楽しめる演奏会として「第5回ファミリーコンサート」を行った。	平成30年1月28日・平成30年2月18日	北海道美瑛町・旭川市	40人	一般市民 1,200人	554
	明社レンジャー事業 地区明社や協力団体からの要請を受け、「耀！連隊明社レンジャー」を出動させ、市民との交流活動を行い、本運動のPRを行った。	平成29年5月21日～11月12日	愛知県名古屋市 他4か所	9人	会員 一般市民 不特定多数	77
明るい社会づくりの精神を啓発・普及するためのセミナー・シンポジウム・講演会・大会の開催	集会事業1「全国集会」 平成30年度開催の「全国集会in萩」の企画検討会を設置、準備を進めた。	平成29年4月13日～平成30年3月15日	山口県萩市	6人	企画委員 6人	482
	集会事業2「提唱50周年特別記念」 平成31年の提唱50周年にあたり、企画委員会を設置した。	平成29年9月3日～平成30年3月17日	法人事務所	6人	企画委員 6人	34

明るい社会をつくるために活動している国内外の諸団体との交流・協力活動の推進	災害支援事業1 「ボランティア活動」 仮設住宅ならびに復興住宅でのコミュニティづくりの支援を中心に、仮設住宅の子どもたちへの支援などを行った。 また、燈籠流しの支援を行った。	平成29年4月22日～12月23日	宮城県登米市 他11か所	151人	一般市民 不特定多数	1,928
	災害支援事業2 「植樹活動」 全国から寄せられた寄付金で、支援要請のあった被災地での花植え等を行った	平成29年8月7日・10月29日	宮城県南三陸町 石巻市	68人	該当地住民 16,000人	47

平成 29 年度の事業報告（参考 - 詳細報告）

事業の実施に関する事項

1. ネットワーク推進事業1「全国都道府県会議」

明社運動の方向性や事業のあり方を共有し、全国都道府県の方々と意見・情報交換を行い、より一層の繋がりを図ることを目的に開催した。

日 時：平成 29 年 10 月 21 日(土)～10 月 22 日(日)

会 場：全国町村会館(東京都千代田区永田町 1-11-35)

内 容：第 5 回目の今年は、1 都 1 道 2 府 26 県・役員・スタッフ等、合計 75 名が集まった。青森・岩手・秋田の 3 県の代表が企画委員として会議を重ね、テーマを“これからの五十年を考える”とし、現在頻発する自然災害時にどう動いたら良いのかを知るための講演と、現在日本の 18 歳未満の子どもの 7 人に 1 人の割合で生じている子どもの貧困問題について、これからの明社の取り組みについて考える場とすることにした。

初日は、砂川理事長の開会挨拶のあと、青森県明社・村田志朗会長が「明社運動の災害支援取り組みについて」発表。続いて盛岡市社会福祉協議会地域福祉課・工藤和徳課長による「災害支援のあり方」の講演。休憩をはさんだ後半では、いくつかの事例について「自分たちだったらどう対応するか」を 9 つのグループで話し合い、初日の研修を終了した。

交流懇親会では、秋田県明社・虻川会長の挨拶・乾杯音頭のあと、参加者スピーチを行う人を秋田の“なまはげ”が指名。なまはげの迫力に、会場は一気に盛り上がった。2 日目は、公益財団法人あすのば・小河光治代表理事による「日本の貧困の現状」と題した基調講演で開始。続いて、岩手県盛岡明社による「フードバンクの活動について」の発表、岩手県明社・藤川会長による「明社運動のこれからの取り組み」の講演とそれを受けてのグループ討議を行い、最後に沼田常務理事の閉会挨拶で、2 日間の研修を終了した。



(2) 明社ミーティング

時代にあった市民活動のあり方などを研鑽し、情報交換並びに意見交換を通して、運動の推進を図る共に、「3つの方針」の浸透に努める。

□ 明るい社会づくり運動いしかわ(能木場由紀子会長)は、「明社いしかわ研修会」として明社ミーティングを平成30年2月24日(土)・25日(日)、石川県志賀町の宿泊施設「いこいの村能登半島」で開催し、石川県内の会員ら40名が参加した。

今回のテーマは、「高齢化社会を楽しく生きるために」。初日の基調講演では、社会福祉法人「共友会」総合施設長・稲手信次氏が「健康で長生きするには、笑顔が一番・クスリは二番」と題して、介護体験の中で学び感じたことを具体例を交えながらユーモアたっぷりに講演し、参加者は大いに笑いながらも熱心に耳を傾けた。

その後、県内3地区から日ごろ取り組んでいる活動の報告があり、最後に全国明社原局長が「やっていることが、単なるイベントや活動に終わっていないか。自分の周りや身近な地域から実践して、住みよいまちづくりだけでなく、心もつくっていくのが明社運動」と話した。

2日目には、DVD「心豊かな市民への目覚め」を視聴した後、砂川理事長が「提唱50周年に向けて、明るい社会づくり運動はどうあるべきか」と題して講演した。

その後、各グループごとに発表があり、明るい社会づくりに向けて自分自身が、また自分たちがどう取り組んでいくかを共有した。続いて全国明社の原事務局長が総括を行い、「素晴らしい活動発表。問題は、自分たちの活動に終わらず、市民を巻き込んでどうやって運動にしていくか。」これからの明社運動のあり方を語った。

最後に能登ブロック協議会の高田会長が「一人ひとりが持ち味を出しながら明社運動に参加頂きたい」と閉会の辞を述べた。

明社いしかわ単独での宿泊研修会は12年ぶりの開催で初めて明社の研修会に参加する人も多かったが、笑いの絶えない打ち解けた雰囲気の中、グループからは積極的な発言が目立った。県内から集まった会員が、あらためて明社運動の意義と方向性をかみしめるとともに日ごろの活動の情報交換や懇親を深めることができ、有意義な研修会となった。



(3) 講師派遣と相談サービス

総会での講演や研修会講師および相談等、要請のあった県明社・地区明社 16 か所に対し、全国明社役員・事務局員等、延べ 16 人を講師・アドバイザーとして派遣した。
場所・内容は以下のとおり。

内容	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
学習会講師		下関	倉敷		下関		千葉県	福井 東京	新潟 小湊			茨城中央 ブロッ 兵庫県	10
総会講演		静岡県 宇部	新ほくそう 川内 周南								大館		6

(4) 諸団体との連携

① ラオスに井戸を贈る運動

JVC（日本国際ボランティアセンター）からの協力要請を受け、未使用ハガキによる『ラオスに井戸を贈る運動』を継続、機関誌・ホームページ・Facebook 等を通じて会員に呼びかけた。
2017 年度（4 月～3 月）の集計枚数は、10,923 枚のハガキが集まり、JVC に送った。

ご協力、有難うございます
未使用ハガキで国際協力
ラオスに井戸を贈る運動

ご報告 第 1 弾
4 村に深井戸 1 基ずつ設置しました

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動（全国明社、砂川徹文理事長）は、日本国際ボランティアセンター（JVC）からの協力要請を受け、昨年より「ラオスに井戸を贈る運動」に着手してきました。
平成 28 年 3 月末日までに、全国から 20,567 枚の未使用ハガキが寄せられ、JVC に送付しました。そのうち、平成 27 年度の井戸設置事業として、サトウ村とポンボック村に深井戸（小）を、ポンボック村とドンサン村に深井戸（大）を、それぞれ 1 基ずつ設置しました。※残りのハガキは平成 28 年度の井戸設置に使用されます。
全国明社に寄せられた未使用ハガキの多くは、各地の地区明社並びに協力団体からですが、全国明社のホームページや地区明社が呼びかけたチラシを見て送ってくださった方も多く、ハガキとともに、この国際支援活動の意義と長期的な継続を望む手紙もいただきました。
全国明社は今後も JVC と連携して「ラオスに井戸を贈る運動」に取り組みます。未使用ハガキは随時受け付けていますので、全国明社宛にお寄せください。



② アフリカへ毛布をおくる運動の推進

2017 年度、アフリカへ毛布をおくる運動の後援団体として、運営会議に出席した。

アフリカへ毛布をおくる運動

皆さまのご協力により、これまでアフリカ 27 개국以上、411 万人以上の方々に毛布をお届けすることができました。また、昨年は 24,688 枚、海外輸送協力金 24,052,370 円のご支援をいただきました。誠にありがとうございます。

参加には 2 通りの方法があります

① 毛布+海外輸送協力金
あなたの毛布が日本を出発して現地の人々の手に届けられるまでに、一枚あたり 1,000 円がかかります。あなたの毛布を現地に届けるために、海外輸送協力金にもぜひご協力ください。

② 海外輸送協力金のみ
毛布を現地に届けるために、海外輸送協力金のみも受け付けております。

毛布はこうして現地に届きます
～あなたの協力金によって輸送は成り立っています～

ご注意
●破れたり穴があいた毛布、綿毛布、シングルサイズ以下の毛布はご遠慮ください
●使用した毛布は、必ずクリーニングが先をお願します
●毛布以外の物（古着、ふとん、夏がけ、タオルケット、シーツ等）はお断りしております
（お問い合わせ…アフリカへ毛布をおくる運動推進委員会事務局：公式サイト www.mofu.org / E-mail info-JBAC@mofu.org / TEL 0570-064-408）

毛布送付先
〒231-0811 横浜市中区本牧埠頭 3 番地 8 号棟
本牧埠頭 8 貨物センター
「日通 本牧毛布宛て」
TEL : 045-622-1516
※日本通運倉庫までの送料は、各自ご負担下さい。土・日・祝日はお休みです。

海外輸送協力金のご協力方法
① 付属の払込取扱票にてお払ください。
② 金融機関からのお振込 下記口座まで、お振込ください。
ゆうちょ銀行 〇一丸店（ゼロイチキョウ店）
当座 0351756 アフリカへ毛布プロジェクトのワンダフルキョウ
※お振込みですが、手数料はご負担ください。

アフリカへ毛布をおくる運動推進委員会
〈構成団体〉特定非営利活動法人 AMDA 社会開発機構
特定非営利活動法人 JHP・学校をつくる会
特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター（JVC）
立正佼成会
〈後援団体〉外務省
特定非営利活動法人 国際連合世界食糧計画 WFP 協会
国連難民高等弁務官（UNHCR）駐日事務所
特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動
〈協力団体〉日本通運株式会社

2. 広報事業

(1) 機関誌『はーとふる』の発行

機関誌『はーとふる』を発行し、全国各地で展開される本運動の広報に努めた。

昨年に引き続き「これからの明るい社会づくり運動・3つの方針」に基づいた活動を行っている事例の紹介と、被災地レポート「わすれない、いつまでも」、地域の人びととの絆を深める活動に取り組む市民団体を紹介する「地域の絆を再生する」を連載した。

全国清掃キャンペーン前期(平成 29 年 1 月 1 日～6 月 30 日)の参加状況(21 都道府県・32 団体・3 個人、総数 3,160 人)を 2017 秋号に掲載した。



各号の配布内容は以下のとおり。

	春号(4月)9,000	夏号(7月)8,500	秋号(10月)8,000	冬号(1月)8,500	合計
新規・更新	746	796	782	846	3,170
贈呈①支援者・協力団体	361	361	340	338	1,400
贈呈②ボラセン・NPOセンター	114	114	114	114	456
贈呈③寄稿者・取材団体	320	55	125	85	585
贈呈④都道府県明社	4,171	4,171	4,171	4,171	16,684
団体賛助県・地区	1,480	1,120	1,300	1,380	5,280
購読希望地区(寄付金)	1,410	1,204	600	1,255	4,469
未団体賛助地区(寄付金)	80	80	80	79	319
	8,682	7,901	7,512	8,268	32,363

(2) WEB 等の IT 活用

各地区明社実施の事業報告並びに全国明社実施の事業報告に関し、ホームページに記事を掲載すると同時にメールマガジンを発行して掲載の告知を行った。また Facebook ページにおいても記事を紹介、一記事平均 65 人の訪問者があった。

メールマガジン発行部数 116 部、Facebook ページへ“いいね” 211 人、フォロワー 208 人

掲載記事とメールマガジン発行回数は以下の通り。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
地区明社情報	2	7	2	2	4	2	4	3	5	5	2	3	41
全国明社情報	3	0	2	0	2	1	2	1	0	0	1	0	12
他団体情報	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
メールマガジン	2	3	3	1	2	3	3	2	2	2	2	2	27
Facebook	5	9	4	2	6	3	9	5	5	5	3	5	61
	572	283	202	247	364	276	885	336	199	160	117	347	3,988

(3) 広報ツールの開発

- ①提唱 50 周年にむけての活動映像資料収集のために、以下の内容を行った。
 - ・別事業で地区明社を訪問した際に、並行して活動取材を行った。
- ②提唱 50 周年に向けてサポーター大募集のチラシを作成し「はーとふる」に同封した。
- ③「明社パンフレット」の注文を受け、適宜発送した。

3. 調査・研究事業

社会貢献に顕著な実績のある諸団体の活動を学び、本運動との協働などについて調査研究を行う。

(1) 人材育成プログラムの開発

さまざまな課題の中から、平成 30 年度理事会議案として具体的な人材育成像とプログラムを検討することとした。

(2) 地区明社の情報収集

提唱 50 周年記念事業のビデオ作成に伴い、地区明社の活動を取材し情報収集に努めた。また、地区発行の広報誌・記念誌等の発行物を保管し、いつでも閲覧できるよう管理すると共に、各県にも情報を提供した。

(3) 諸団体の事業等への参加

- ①広島 WPPC 1 人 ②石巻祈りの集会 1 人 ③庭野平和財団 GNH 体験ツアー 2 人
- ④庭野平和財団 GNH シンポジウム 2 人 ⑤WCRP 新春学習会 4 人
- ⑥ふくしま再生の会 飯舘村報告会 3 人

(4) 書籍等による情報収集

- 書籍の購入 2 件

4. 地域協働事業

(1) 明るい社会づくり運動大阪府地区明社連絡会『歳末助け合い募金』

明るい社会づくり運動大阪府地区明社連絡会に所属する 24 の地区明社では、毎年 12 月に各地区の主要駅前やショッピングセンター前などを借り『歳末助け合い募金』を行っている。実施に当たっては、全国明社との協働事業で、道路使用許可証については全国明社で申請している。この募金は各地区で地域の社会福祉協議会などへ寄託するほか、一部を大阪府地区明社連絡会でとりまとめ、東日本大震災みやぎこども育英募金へ寄託している。



写真は、12月23日(土)ナニワ6フォーラムネットの八幡屋商店街・地下鉄大阪港駅前・海遊館周辺での募金活動の様子。

(2) 青少年育成活動

① 「第2回こども音楽会 in びえい」

明るい社会づくり運動旭川地区推進協議会(仁木英雄会長)は、平成30年1月28日(日)、美瑛町町民センター美丘ホールを会場に、こども音楽会 in びえい実行委員会と全国明社との共催で、『第2回こども音楽会 in びえい』を開催した。日本列島に寒波の訪れる中、午前中に降っていた雪も音楽会が始まるころには青空に変わり、会場はたくさんの家族連れで賑わった。

今年は参加団体が増えたために開演を1時間早めるなど、スタッフは運営に苦労したが、それもまた嬉しいことと笑みがこぼれていた。オープニングは、旭川明社・仁木会長の指揮による、美瑛混声コーラス“クラルテ”の合唱から。



続いて、青葉幼稚園児の「青葉太鼓」、美瑛ハッピーフラサークル、



笠原公美子バレエ教室、早川タップダンススタジオ、ヨサコイ同好会によるダンスや演技が披露された。



そして、美瑛小学校スクールバンド、美瑛中学校吹奏楽部の演奏を最後に音楽会を終了した。



②「第5回ファミリーコンサート」

明るい社会づくり運動旭川地区推進協議会(仁木英雄会長)は、平成30年2月18日(日)旭川市公会堂を会場に「第5回ファミリーコンサート」を開催した。

このコンサートは、旭川市教育委員会の後援のもと、音楽を通して青少年の豊かな心・情操を育み、家族ぐるみで楽しんでもらうことを目的に開催されている。2月の冬季には珍しく晴天となったこの日、午後2時の開演を待ちきれない様子の多くの家族連れの姿があった。

第1部は、旭川交響吹奏楽団の迫力ある演奏から始まり、



第2部は、子どもさん向けにアンパンマンメドレー、お父さん・お母さん方には山口百恵メロディーを、



そして最後に、指揮者である仁木会長より、思いやりの大切さ、明社運動の目指すものなどの話があり、会場のみなさんでパンフレットの歌詞を見ながら「ふるさと」を合唱して終了した。



コンサート終了後、昨年の台風で甚大な被害を蒙りいまだ復興途中の「南富良野災害」への支援募金が呼びかけられ、多くの方が足を止め献金してくださった。

5. 明社レンジャー事業

地区明社や協力団体からの要請を受け、「耀！連隊 明社レンジャー」を出動させ、市民との交流活動を行い、本運動のPRを行った。出動状況は以下のとおり

- ・ 10 月 15 日(日) 立正佼成会「お会式一乗まつり」で広報・交流活動（東京都杉並区）
- ・ 11 月 12 日(日) 佐賀明社主催「第 6 回のちの日フェスティバル」でヒーローショー（佐賀県佐賀市）



また、以下のとおり衣装を貸出した。

- ・ 5 月 21 日(日) 立正佼成会名古屋西教会「青年の日」（愛知県名古屋市）
- ・ 6 月 25 日(日) 立正佼成会鶴岡教会「発足 58 周年記念式典」（山形県鶴岡市）
- ・ 9 月 16 日(土) 立花産業株式会社「社員大会」（東京都杉並区）

6. 集会事業 1 …全国集会

平成 30 年度開催の「全国集会 in 萩」の実施に当たり以下の内容を決定した。

- (1) 萩市明るい社会づくり推進協議会と企画委員会を設置した。
- (2) 企画委員会を 4 回開催し、実行委員会の設置を決定した。
- (3) 全国集会実行委員会を 2 回開催し、部門会議はそれぞれに開催することとした。
- (4) 企画委員会および実行委員会決定事項
 - ①開催日：平成 30 年 7 月 7 日(土)～8 日(日)
 - ②会 場：萩本陣
 - ③内 容：全国集会は 1 日目とし、2 日目はオプションとする

集会事業 2 …提唱 50 周年特別記念事業

平成 31 年の提唱 50 周年を迎えるにあたって企画委員会を設置し、以下の内容を決定した。

- (1)開催日：平成 31 年 4 月 27 日(日)
- (2)会 場：メルパルク東京(東京都港区芝公園)
- (3)定 員：1,500 人
- (4)テーマ：「伝統と革新」
- (5)今後は、実行委員会を組織し、細部の検討を始める。

7. 災害支援事業

(1) 東日本大震災被災者支援ボランティア活動

①「登米市南方イオン跡地仮設団地茶話会」

平成 29 年 4 月 22 日（土）、埼玉県の上尾明るい社会づくりの会（滝瀬副次会長）・明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会（久水輝夫会長）・地域支援ネット架け橋と全国明社が協働して、登米市南方イオン跡地仮設団地で茶話会を行った。

この仮設団地は、2020 年東京オリンピック・ボート選手の宿舎にする計画が起こり、一躍有名になったが、今年 8 月で閉鎖が決まり 300 世帯あった被災者も大方が引っ越し、現在は 61 世帯が暮らしている。最後の茶話会となる今回は、歌や体操などをし、昼食にはうどんを食べ、お互い最後の触れ合いを惜しみつつ楽しい一時を過ごした。



②「南三陸町営伊里前復興住宅茶話会」

4 月 23 日（日）には前日に引き続き、埼玉県の上尾明るい社会づくりの会（滝瀬副次会長）・明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会（久水輝夫会長）・地域支援ネット架け橋と全国明社が協働して、南三陸町営伊里前復興住宅で茶話会を行った。この団地は 1 年前に完成、現在約 50 世帯が入居している。この日は歌や体操などをして体を動かし、昼食には温かいうどんを食べ、お茶を飲みながら話をして楽しい一時を過ごした。



③「南三陸町ホテル再生プロジェクト」

【平成 29 年 4 月 22 日（土）】

仙台明社 1 人・上尾明社 1 人・全国明社 1 人
実行委員 3 人の計 7 人で、ホテルを養殖するための育成ハウスづくりを行なった。



【平成 29 年 5 月 20 日（土）】

現地環境調査も兼ねて、上尾明社が育てたヘイケボタル（ゲンジボタルより育てやすい）を育成ハウスに試験的に放流。仙台明社 1 人・上尾明社 1 人・全国明社 1 人・実行委員 6 人、子ども 3 人を含む地元の方たち 7 人で、作業を行った。最初に孵化用の土手を築き、苔やクレソンを植え、平家ボタルの餌となるタニシを撒いた。次に幼虫がヤゴ等に捕食されないようネットで池を囲い、平家ボタルの幼虫を放流した。



【平成 29 年 6 月 24 日（土）】

仙台明社 11 人・上尾明社 6 人・全国明社 1 人・地元実行委員 6 人が参加して近隣のホタルの採取を行った。これは育成ハウスでの人工繁殖と並行して、近隣の川で自然繁殖させるためのもの。夕方 17 時に西戸地区切曾木公民館に集合。夕食のお弁当をいただいた後、ゲンジボタル採取の注意事項、段取りを確認。虫箱、網を準備して 3 つのグループに分かれて、車で 30 分ほどの山ノ神地区にむかい、19 時ごろから 3 か所でホタルの採取を開始した。

残念ながら、2 か所は高地で気温が低いため飛んでいなかったが、残る 1 か所の低地では、田んぼの横の小川に 5～600 匹のホタルが飛んでおり、雄のゲンジボタル約 200 匹を採取。

雌は飛ばずに川面にいるため、スプーンで採取した。その後、自然繁殖への期待を込めて採取したオス・メスとも西戸地区の川に放流した。5 月にホタル再生池のネット内に放流した平家ボタルも、2 匹ほどネットの中に確認でき、7 月にはもう少し多くのホタルが飛んでいるものと思われる。



④「石巻灯籠流し」

全国明社と久喜・加須大震災復興を支援する会は、7月31日(月)、石巻川開き祭り実行委員会(石巻商工会議所)主催の灯籠流しに、灯籠組み立てのボランティアとして21名が参加した。午後4時に北上川・内海橋上流の駐車場に集合、実行委員会からの説明を聞いた後、組み立てを開始。それぞれの分担ごとに輪になって作業を進め、1時間ほどで組み立ては終了、夕食のお弁当を食べながら6時ごろまで休憩し、参加したボランティアとスタッフ約150人で灯籠を川まで運んだ。

今年は潮の関係か川が逆流していて、開始時間を過ぎても灯籠を流せないと言うアクシデントもあったが、7時を過ぎたころには、川面に浮かんだ灯籠と水面に映って揺れる灯りが幻想的な雰囲気を醸し出して、今年の灯籠流しも無事終了した。



⑤「落合復興公営住宅夏祭り」

全国明社は、明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会(久水輝夫会長)と協働して、7月23日(日)仙台市落合復興公営住宅での夏祭りの支援を行った。

昨年に引き続き、焼きそば・フランクフルト・じゃがバター・とうもろこし・枝豆それぞれ300食を提供、埼玉の久喜・加須大震災復興を支援する会からも6名が応援に駆けつけた。

全国の皆さまにご協力をいただいた、「みやぎゆかたプロジェクト」のゆかたを身に着けた住民の方々に、一段と華やかさを増した今年の夏祭りだった。



⑥「旭ヶ丘復興団地夏祭り」

本吉郡南三陸町志津川旭ヶ丘行政区コミュニティセンターにて、8月6日(日)夏祭りを開催した。今回で6回目の支援となり、花火の提供を行った。



⑦「美田園第一応急仮設住宅盆踊り大会」

名取市美田園第一応急仮設住宅で8月16日(水)盆踊り大会を開催した。

この仮設住宅は来年3月までに全員退去することが決まっており、

この夏が最後の盆踊りとなった。

盆踊りには全国の地区明社などから贈って頂いた「みやぎゆかたプロジェクト」のゆかたを着て、みんなで輪になって笑顔でおどった。



⑧「田子西3丁目復興住宅夏祭り」

明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会（久水輝夫会長）は、8月19日(土)仙台市宮城野区田子西3丁目自治会主催の夏祭り支援を行った。内容は、玉コンニャクとトウモロコシの屋台運営で、全国明社が食材を提供した。又、「みやぎゆかたプロジェクト」で全国の明社の方々から贈って頂いたゆかたも、ここの自治体の皆さんにお届けし、当日は嬉しそうにゆかたを着て盆踊りを踊っている人の姿があった。



⑨「田子西復興住宅夏祭り」

8月26日(土)仙台市宮城野区田子西復興住宅自治会の開催する夏祭りで明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会（久水輝夫会長）は、屋台運営の支援を行った。

屋台での提供は「焼きそば、フランクフルト、トウモロコシ」を300人分で、全国明社が食材を提供した。

全国の地区明社などから送って頂いた「みやぎゆかたプロジェクト」のおかげで、参加した住民の方からは「今年はゆかた姿が多いね」と嬉しそうな声がきかれた。



⑩『益城町テクノ団地仮設住宅・懐かしの映画鑑賞会』

熊本県明るい社会づくり連絡協議会（清田春雄会長）、宮城県の明るい社会づくり運動仙台地区推進協議会（久水輝夫会長）、同じく明るい社会づくり運動石巻地区推進協議会（齋藤正美会長）、高崎県明るい社会づくりの会（福田守会長）、仙台市の地域支援ネット架け橋と協働して、10月1日（日）午前11時から熊本県の益城町テクノ団地仮設住宅で『懐かしの映画鑑賞会』を開催した。

この仮設住宅は県内最大の仮設住宅で、戸数は516戸。A～F棟まで11棟あり、益城町社会福祉協議会から委託を受けたNPOなどの団体がそれぞれの棟の管理を行っている。

会場となる“みんなの広場”には、開始前の10時半ごろから人が集まり始めた。11時、熊本県明社・清田会長の挨拶のあと“釣りバカ日誌”の上映を開始。上映後は、高崎明社特製の「たこ焼き」と石巻明社による石巻の郷土料理「おくずかけ」で昼食を取りながらの茶話会が行われた。



⑪「親子釣り大会」

11月18日（土）、全国明社と明るい社会づくり運動仙台地区協議会（久水輝夫会長）は、石巻市のグレースミッションキャンプ石巻と協働して、牡鹿半島の小湊浜で『親子釣り大会』を行った。この催しは、グレースミッションキャンプ石巻の小沢牧師が「浜に住む子どもたちが、海の楽しさや恵みの大きさを知らないでいるのは残念」と、『せっかく海が近いのに…魚釣りをしないなんて…もったいない！！』と呼びかけたもので、小・中学生と親御さんの8家族33人が参加した。

●参加者のお礼の手紙。『震災後、なかなか海に行くタイミングがなく…遠ざかっていたので子供たちも初めての釣りとなりました！『また釣りしたい』と子供たちに言われ、本当に嬉しくなりました。…本当にありがとうございました。』



⑫落合住宅「クリスマス会」

平成 29 年 12 月 23 日（土）、明るい社会づくり運動仙台地区協議会（久水輝夫会長）と全国明社は、仙台市の落合復興住宅で開催された「落合住宅子ども会のクリスマス会」の支援を行った。午前中は、ファンタジー画家の石川かおりさんから指導のもと、子ども達はおもしろおもしろの絵画を制作した。その後、チキンやピザ、海苔巻きが並べられクリスマスパーティーが開始。ジュースで乾杯し、お料理をほおぼりながら楽しいひと時をすごした。



(2) 東日本大震災復興支援植樹活動

①「ひころの里」サツキ植樹

明るい社会づくり運動埼玉県協議会（加藤玄静会長）は、平成 29 年 8 月 7 日（月）に 5 才～12 才の子ども 12 人、大人 16 人の総勢 28 人が参加して「ひころの里」で急な斜面の堤に足を取られながら、大きく成長することを願い全員が一本ずつ「サツキ」を植樹した。全国明社は、サツキの苗を提供した。



②「復興住宅プランター植栽」

平成 29 年 10 月 29 日（日）、仙台明社、石巻明社、品川明社で石巻新立野第一復興住宅でプランター植栽を行った。全国明社は、プランターと花の苗を提供した。



(3) 緊急援助活動

本年度は、要請がなかった。

平成29年度(2017年度) 予算・決算対比 (平成29年4月1日～平成30年3月31日)

(単位: 円)

	予算	実績	差異
I 経常収入の部			
1・会費収入	4,400,000	4,333,000	-67,000
①運営会費	650,000	690,000	40,000
②個人賛助会費	1,950,000	1,983,000	33,000
③団体賛助会費	1,800,000	1,660,000	-140,000
2. 事業収入	575,000	259,000	-316,000
①全国都道府県会議参加費	350,000	255,000	-95,000
②明社ミーティング参加費	225,000	4,000	-221,000
③全国集会参加費	0	0	0
3. 補助金収入	7,000,000	7,000,000	0
①協力団体	7,000,000	7,000,000	0
②その他	0	0	0
4. 寄付金収入(一般・指定)	200,000	699,068	499,068
5. 雑収入	500	593	93
6. 前期繰越金からの繰入	10,050,832	2,662,507	-7,388,325
7. 基金からの繰入	300,000	34,512	-265,488
8. 子ども支援基金からの繰入	2,781,712	236,497	-2,545,215
9. 熊本支援基金からの繰入	2,129,956	778,845	-1,351,111
10. 桜苗木基金からの繰入	684,552	47,728	-636,824
経常収入合計 (A)	28,122,552	16,051,750	-12,070,802

Ⅱ 経常支出の部			
1・事業費			
ネットワーク推進事業費1 (全国代表者会議)	4,000,000	3,121,500	-878,500
ネットワーク推進事業費2 (明社ミーティング)	1,770,000	384,473	-1,385,527
ネットワーク推進事業費3 (講師派遣と相談サービス)	1,750,000	929,413	-820,587
ネットワーク推進事業費4 (諸団体との連携)	200,000	3,802	-196,198
広報事業費1 (機関誌)	3,508,000	3,088,318	-419,682
広報事業費2 (WEB)	740,000	550,255	-189,745
広報事業費3 (広報ソール)	350,000	87,649	-262,351
調査・研究事業費	740,000	248,030	-491,970
地域協働事業費	910,000	596,184	-313,816
明社レゾナ-事業費	300,000	77,272	-222,728
集会事業費1 (全国集会)	610,000	482,402	-127,598
集会事業費2 (提唱50周年特別記念事業)	300,000	34,512	-265,488
災害支援事業費1 (ボランティア活動)	7,410,000	1,928,284	-5,481,716
災害支援事業費2 (植樹活動)	684,552	47,728	-636,824
災害支援事業費3 (緊急援助活動)	0	0	0
事業人件費	0	0	0
事業費合計	23,272,552	11,579,822	-11,692,730
2・管理費			
管理費	4,850,000	4,471,928	-378,072
管理費合計	4,850,000	4,471,928	-378,072
経常支出合計 (B)	28,122,552	16,051,750	-12,070,802
経常収支差額 (A) - (B)	0	0	0
支出合計	28,122,552	16,051,750	-12,070,802

平成29年度 活動計算書

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

(単位:円)

科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
運営会費	690,000		
個人賛助会費	1,983,000		
団体賛助会費	1,660,000	4,333,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	699,068	699,068	
3 受取助成金等			
受取補助金	7,000,000	7,000,000	
4 事業収益			
ネットワーク推進事業1	255,000		
ネットワーク推進事業2	40,000	295,000	
5 その他収益			
受取利息	593	593	
経常収益計			12,327,661
II 経常費用			
1 事業費			
(1)人件費			
給料手当	0		
人件費計	0		
(2)その他経費			
会場費	2,311,290		
会議費	195,402		
旅費交通費	4,210,526		
現地活動費	1,119,352		
諸謝金	201,370		
印刷製本費	2,046,873		
消耗品費	492,801		
図書資料費	11,945		
委託費	386,276		
参加費	2,000		
通信運搬費	597,507		
雑費	4,480		
その他経費計	11,579,822		
事業費計		11,579,822	
2 管理費			
(1)人件費			
役員報酬	0		
給料手当	0		
退職給付費用	0		
福利厚生費	107,901		
人件費計	107,901		
(2)その他経費			
会議費	203,672		
旅費交通費	1,035,690		
通信運搬費	447,084		
図書会費	51,260		
消耗品費	85,459		
修繕費	297,412		
印刷製本費	0		
光熱水料費	478,244		
リース料	1,092,432		
災害保険料	18,030		
管理諸費	653,076		
法人実務費	600		
租税公課	0		
雑費	1,068		

その他経費計		4,364,027	
管理費計			
経常費用計		4,471,928	
当期経常増減額			16,051,750
III	経常外収益		
経常外収益計		0	
IV	経常外費用		
経常外費用計		0	0
税引前当期正味財産増減額			-3,724,089
法人税、住民税及び事業税			0
当期正味財産増減額			-3,724,089
前期繰越正味財産額			98,271,672
次期繰越正味財産額			94,547,583

平成29年度 計算書類の注記

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

該当なし

(2) 固定資産の減価償却の方法

該当なし

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

該当なし

(4) 施設の提供等の物的サービスを受けた場合の会計処理

該当なし

(6) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

2. 事業別損益の状況

科目	ネットワーク推進 事業1	ネットワーク推進 事業2	ネットワーク推進 事業3	ネットワーク推進 事業4	広報事業1	広報事業2	広報事業3	調査・研究事業	地域協働事業	明社 ^レ ンジャー 事業	集会事業1	集会事業2	災害支援事業1	災害支援事業2	事業部門合計	管理部門	合計
I 経常収益																	
1. 受取会費	500,000	250,000			1,300,000	200,000		100,000	250,000	30,000	250,000				2,880,000	1,453,000	4,333,000
2. 受取寄附金	5,000				247,850	59,000	46,800		140,000	20,000			180,418		699,068		699,068
3. 受取助成金等	1,900,000		900,000		1,500,000			100,000	100,000				900,000		5,400,000	1,600,000	7,000,000
4. 事業収益	255,000	40,000													295,000		295,000
5. その他収益															0	593	593
経常収益計	2,660,000	290,000	900,000	0	3,047,850	259,000	46,800	200,000	490,000	50,000	250,000		1,080,418	0	9,274,068	3,053,593	12,327,661
II 経常費用																	
(1) 人件費																	
給料手当															0	0	0
福利厚生費															0	107,901	107,901
人件費計															0	107,901	107,901
(2) その他経費																	
会場費	1,886,120	158,000	0	0				0	267,170	0	0	0			2,311,290		2,311,290
会議費	39,080	2,400	6,000	0	76,280	0	0	0	0	0	0	6,012	65,630	0	195,402	203,672	399,074
旅費交通費	1,095,995	178,830	763,590	1,120	669,481	149,860	0	215,270	181,970	64,140	435,360	28,180	426,730	0	4,210,526	1,035,690	5,246,216
現地活動費													1,071,624	47,728	1,119,352		1,119,352
諸謝金	61,137	33,411	0	0	73,411	0	0	0	0	0	0	0	33,411	0	201,370		201,370
印刷製本費	25,527	0	15,444	0	1,748,600		79,920	0	130,340	0	47,042	0	0	0	2,046,873	0	2,046,873
消耗品費	0	0	142,907	0	15,656	5,463	0	0	0	2,042	0	0	326,733	0	492,801	85,459	578,260
図書資料費	5,000	0	0	0	1,545	0	0	5,400	0	0	0	0	0	0	11,945		11,945
委託費						386,276		0							386,276		386,276
参加費								2,000							2,000		2,000
通信運搬費	8,641	11,832	1,472	2,682	503,345	7,776	7,729	25,360	16,704	11,090	0	320	556	0	597,507	447,084	1,044,591
図書会費															0	51,260	51,260
修繕費															0	297,412	297,412
光熱水料費															0	478,244	478,244
リース料															0	1,092,432	1,092,432
災害保険料															0	18,030	18,030
管理諸費															0	653,076	653,076
法人実務費															0	600	600
租税公課															0	0	0
雑費	0	0	0	0	0	880	0	0	0	0	0	0	3,600	0	4,480	1,068	5,548
その他経費計	3,121,500	384,473	929,413	3,802	3,088,318	550,255	87,649	248,030	596,184	77,272	482,402	34,512	1,928,284	47,728	11,579,822	4,364,027	15,943,849
経常費用計	3,121,500	384,473	929,413	3,802	3,088,318	550,255	87,649	248,030	596,184	77,272	482,402	34,512	1,928,284	47,728	11,579,822	4,471,928	16,051,750
当期経常増減額	-461,500	-94,473	-29,413	-3,802	-40,468	-291,255	-40,849	-48,030	-106,184	-27,272	-232,402	-34,512	-847,866	-47,728	-2,305,754	-1,418,335	-3,724,089

3. 施設の提供等の物的サービスの受入の内訳
該当なし (単位：円)

内容	金額	算定方法		

4. 使途等が制約された寄附金等の内訳
使途等が制約された寄附金等の内訳（正味財産の増減及び残高の状況）は以下の通りです。
当法人の正味財産は94,547,583円ですが、そのうち4,713,568円は、下記のように使途が特定されています。
したがって使途が制約されていない正味財産は89,834,015円です。

(単位：円)

内容	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高	備考
災害支援事業1 (子ども支援寄付金)	2,781,712	132,480	236,497	2,677,695	来期の活動資金として使用予定
災害支援事業1 (熊本地震支援寄付金)	2,129,956	47,938	778,845	1,399,049	来期の活動資金として使用予定
災害支援事業2 (植樹活動)	684,552		47,728	636,824	来期の活動資金として使用予定
合計	5,596,220	180,418	1,063,070	4,713,568	

5. 固定資産の増減内訳
該当なし (単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産 車両運搬具 什器備品 無形固定資産 投資その他の資産 敷金						
合計						

6. 借入金の増減内訳
該当なし (単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
合計				

7. 役員及びその近親者との取引の内容
役員及びその近親者との取引は以下の通りです。
該当なし

(単位：円)

科目	計算書類に計上された金額	内役員及び近親者との取引
(活動計算書)		
活動計算書計		
(貸借対照表)		
貸借対照表計		

8. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状況並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項

- 事業費と管理費の按分方法

該当なし

- その他の事業に係る資産の状況

該当なし

平成29年度 貸借対照表

平成30年3月31日現在

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金	94,240,349		
前払費用	309,480		
流動資産合計		94,549,829	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
電話加入権	0		
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産			
投資その他の資産計	0		
固定資産合計		0	
資産合計			94,549,829
II 負債の部			
1 流動負債			
前受金	0		
預り金	2,246		
流動負債合計		2,246	
2 固定負債			
長期借入金	0		
退職給与引当金	0		
固定負債合計		0	
負債合計			2,246
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		98,271,672	
当期正味財産増減額		-3,724,089	
正味財産合計			94,547,583
負債及び正味財産合計			94,549,829

平成29年度 財産目録

平成30年3月31日現在

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
手元現金	37,087		
みずほ銀行普通預金	64,144,859		
みずほ銀行定期預金	30,037,619		
郵便貯金	20,784		
前払費用			
広報事業1前払費用	159,240		
災害支援事業1前払費用	150,240		
流 動 資 産 合 計		94,549,829	
2 固定資産			
(1)有形固定資産			
車両運搬具	0		
什器備品	0		
有形固定資産計	0		
(2)無形固定資産			
無形固定資産計	0		
(3)投資その他の資産計			
投資有価証券	0		
投資その他の資産計	0		
固 定 資 産 合 計		0	
資 産 合 計			94,549,829
II 負債の部			
1 流動負債			
(1)前受金	0		
	0		
(2)預り金			
給与源泉所得税	0		
報酬源泉所得税	2,246		
報酬・料金源泉所得税	0		
	2,246		
流 動 負 債 合 計		2,246	
2 固定負債			
長期借入金			
銀行借入金	0		
固 定 負 債 合 計		0	
負 債 合 計			2,246
正 味 財 産			94,547,583

監 査 報 告 書

平成 30 年 5 月 11 日

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動
理 事 長 砂 川 敏 文 殿

1. 監査手続の概要

監事は、「特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動」に関する定款第 15 条により、同法人の第 17 期（即ち自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日）の平成 29 年度特定非営利活動に係る事業の会計、「財産目録」「貸借対照表」「活動計算書」の監査を行いました。

この監査に当っては、一般に公正妥当と認められる監査基準に準拠して、監査手続を実施しました。

また、同法人の個人情報保護規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）第 27 条により、監査責任者として個人情報管理の監査を実施しました。

2. 監査の結果

平成 29 年度特定非営利活動に係る事業の会計、「財産目録」「貸借対照表」「活動計算書」は、法令及び定款に従い、「特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動」の収入、支出並びに財産の状況を正しく示しているものと認めます。また、個人情報の管理が個人情報保護方針および個人情報保護規程に従い、適正に実施されていることを認めます。

3. 「平成 29 年度事業報告書」の内容に相違ないことを認めます。

監 事 槇 ひさ恵



監 事 大石 雅也



— 一定款変更への経緯(総会用) —

明社運動のこれまでの組織変遷を振り返ると、昭和 55 年 3 月 30 日に「明るい社会づくり運動全国協議会」発足以来、各県で進めてきた本運動が全国組織(任意団体として)となりました。組織が大きくなると同時に様々な課題(提唱の理念の堅持と多額財産の管理等)により、法人資格の取得が検討され、財団法人を目指すことが当時の理事会で決議され「準備財団」が設立され取得への手続きを進めてまいりました。

しかしながら、当初の目的であった財団法人は認可されず、当面 NPO 法人格で運営し、実績をもって再度財団法人を目指すこととなり、平成 13 年に内閣府認証の NPO 法人を取得しましたが、全国規模の NPO 法人としての運営には様々な課題(全国規模の総会開催の困難さ、提出書類の煩瑣等)から、平成 19 年に全国明社のみを東京都認証の NPO 法人といたしました。

現行の定款については、財団法人設立のための時に備え作成されたものを、そのまま NPO 法人の運営に適応してまいりました。

以上の経緯を基に、これからの明社運動のあり方などを組織検討委員会及び理事会において法人格の見直しの検討が幾度となく議論され、以下の内容が確認されました。

- (1) 現状は、地区明社が運動の主体となり草の根運動を展開している中で、財団法人取得の意味が薄い。
- (2) 所轄官庁も、それぞれの法人格の内容を模索中であり、現状において今後も法人格内容が変更される可能性が高く、早期に結論が出せない。
- (3) 現行の法人法において、行政からの信頼度は NPO 法人が一番高い。
(全国的にも、行政の委託事業などは、社団よりも NPO への委託依頼が多い。)
- (4) 提唱者の理念のもと、各地でそれぞれの運動を展開していくことが理想であり、全国明社は全国の地区明社を一つにすることではなく、各地区明社を支援する立場である。

以上の事由をもって、平成 27 年度第 4 回理事会(H28. 2. 27)で財団・社団法人ではなく、特定非営利活動法人として運営していくことが決議されました。

よって、現行の定款をより現状の活動に合わせた定款にすると共に、法人法改正に伴う個所を含め一部変更いたしました。

特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動 定款

新旧対照表

新	旧
第一章 総則 (追加) 2 この法人の英文名は、 MEISHA for Brighter Society とする。 (目的) 第3条 この法人は「<u>信頼と思いやりで結ばれ安心して心豊かに暮らせる社会</u>」を目指す「<u>明るい社会づくり運動</u>」を推進し、この理念を広めるとともに、各地でこの運動に取り組む個人・団体の活動を支援し、共に<u>明るい社会を実現することを目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 (2) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (3) <u>まちづくりの推進を図る活動</u> (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 (5) 環境の保全を図る活動 (6) 災害救護活動 (7) 地域安全活動 (8) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 (9) 国際協力の活動 (10) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 (11) 子どもの健全育成を図る活動 (12) 情報化社会の発展を図る活動 (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	第一章 総則 (名称) 第1条 この法人は、特定非営利活動法人明るい社会づくり運動と称する。 (事務所) 第2条 この法人は、主たる事務所を東京都中野区中央五丁目2番1号第3ナカノビル6階に置く。 (目的) 第3条 この法人は<u>感謝・協調・奉仕の精神を基盤にして、あらゆる人々の思いやりの心（善意）を呼び起こし、助け合い、補い合い、手を携えて、平和で生きがいのある健全な社会の実現に貢献する「明るい社会づくり運動」を推進すると共に、この運動の理念と精神を、永年に亘って、地域から世界に向けて発信し普及させ、もって、地域、社会、国家、世界の平和の実現に寄与していくことを目的とする。</u> (特定非営利活動の種類) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。 (1) <u>社会教育の推進を図る活動</u> (2) <u>まちづくりの推進を図る活動</u> (3) 平和の推進を図る活動 (4) 特定非営利活動促進法別表に掲げる活動を行う諸団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

第5条

- (1) 明るい社会づくり運動に取り組む各地の団体への活動支援
- (2) 明るい社会づくり運動を推進するための人材の養成
- (3) 明るい社会づくり運動を推進するための集会の開催
- (4) 明るい社会づくり運動を推進するための情報の収集と提供
- (5) 明るい社会づくり運動に関する調査・研究及び政策提言
- (6) 明るい社会をつくるために活動している国内外の諸団体とのネットワークの推進
- (7) その他第3条の目的を達成するために必要な事業

第6条

- (1) 運営会員
この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員
この法人を賛助するために入会した個人及び団体

※団体運営会員の会費額

- (1) 団体運営会員の議決権は1団体1票
- (2) 会費は、賛助団体との差を設ける
 - ① 団体賛助会員は1万円/1人
 - ② 団体運営会員は、3万円/1団体

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 明るい社会づくり運動を推進するための人材の養成
- (2) 明るい社会づくりの精神を啓発・普及するための情報の収集と提供
- (3) 明るい社会づくりの精神を啓発・普及するためのセミナー・シンポジウム・講演会・大会の開催
- (4) 明るい社会づくり運動に関する調査・研究の推進
- (5) 明るい社会をつくるために活動している国内外の諸団体との交流・協力活動の推進
- (6) 明るい社会づくりを推進するための自治体、政府、国際機関への政策提言

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、運営会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 運営会員
この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員
この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(3) <u>継続して二年以上会費を滞納したとき</u>	3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。 (会費) 第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。 (会員の資格の喪失) 第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。 (1)退会届の提出をしたとき (2)本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき (3) <u>継続して半年以上会費を滞納したとき</u> (4)除名されたとき (退会) 第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。 (除名) 第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。 (1)この定款に違反したとき (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。 (抛出金品の不返還) 第12条 すでに納入した会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。
-------------------------------------	--

【法 20 条各号】 - 一 成年被後見人又は被保佐人 - 二 破産者で復権を得ないもの - 三 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 - 四 この法律若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反したことにより、又は刑法…の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者 - 五 暴力団の構成員等 - 六 第四十三条の規定(設立承認の取り消し)により設立の承認を取り消された特定非営利活動法人の解散当時の役員で、設立の承認を取り消された日から二年を経過しない者 常務＝日常の業務の意味	第 3 章 役員 (種別及び定数) 第 13 条 この法人に次の役員を置く。 (1) 理事 10 人以上 25 人以内 (2) 監事 2 人以上 3 人以内 2 理事のうち、1 人を理事長とし、副理事長及び常務理事を若干名置くことができる。 (選任等) 第 14 条 理事は、理事会において選任し、総会に報告する。 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは 3 親等以内の親族が 1 人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び 3 親等以内の親族が役員の総数の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。 4 法第 20 条各号のいずれかに該当するものは、この法人の役員になることができない 5 監事は、総会で選任する。 6 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。 (職務) 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。 3 常務理事は、この法人の常務を処理する。
---	---

	4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。 5 監事は、次に掲げる職務を行う。 (1) 理事の業務執行の状況を監査すること (2) この法人の財産の状況を監査すること (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること (任期等) 第16条 役員の任期は、2年とする。但し、特段の事情がない限り、3期6年を超えて再任することはできない。 2 補欠又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の残任期間とする。但し、この期間は前項但書きの場合にはこれを算入しない。 3 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。 (欠員補充) 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。
--	---

(追加) (第 18 条第 2 項として) 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。	(解 任) 第 18 条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事は理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の議決により、監事は総会において出席者総数の 3 分の 2 以上の議決により、これを解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為があると認められるとき (役員の報酬等) 第 19 条 役員は無給とする。但し、特段の事情がある場合には、役員総数の 3 分の 1 以下の範囲内で、常勤の役員に限って、報酬を支給することができる。 2 役員にはその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て理事長が別にこれを定める。 第 4 章 会議 (種 別) 第 20 条 この法人の会議は、総会及び理事会の 2 種とする。 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 (構 成) 第 21 条 総会は、運営会員をもって構成する。 (総会の権能) 第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。 (1) 定款の変更 (2) 会員の除名 (3) 解散及び合併 (4) 監事の選任、解任、役員の職務及び報酬 (5) 事業報告及び収支決算 (6) 会費の額 (7) 解散時の残余財産の帰属 (8) その他運営に関する重要事項
--	---

- (2) 運営会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

設立当初の議決権を持つ会員(賛助会員)は9,320人であり、現在の運営会員は63人で、その十分の一では、7人の請求で総会を開催しなければならない。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

設立当初は正会員(賛助会員)が多く、地区総会を経て本総会を開催する為、90日が必要であった。

- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、電磁的方法若しくはファクシミリにより、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から選出する。

(総会の開催)

- 第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき
 - (2) 運営会員総数の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
 - (3) 監事が第15条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき

(総会の招集)

- 第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から90日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも7日前までに通知しなければならない

(総会の議長)

- 第25条 総会の議長は、その総会に出席した運営会員の中から理事長が指名する。

(総会の定足数)

- 第26条 総会は、運営会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

- 第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した運営会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面、電磁的方法若しくはファクシミリ</u>をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。 (2) 運営会員総数及び出席者数（<u>書面、電磁的方法若しくはファクシミリ</u>による表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、<u>記名押印又は署名</u>しなければならない。	(総会での表決権等) 第28条 各運営会員の表決権は、平等なものと する。 2 やむを得ない理由により総会に出席できない運営会員は、あらかじめ通知された事項について<u>書面</u>をもって表決し、又は他の運営会員を代理人として表決を委任することができる。 3 前項の規定により表決した運営会員は、前2条、次条第1項及び第49条の規定の適用については出席したものとみなす。 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する運営会員は、その議事の議決に加わることができない。 (総会の議事録) 第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 運営会員総数及び出席者数（<u>書面表決者</u>又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。） (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が<u>署名、押印</u>しなければならない。 (理事会の構成) 第30条 理事会は、理事をもって構成する。 (理事会の権能) 第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。 (1) 総会に付議すべき事項 (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項 (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
---	---

(2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した<u>書面、電磁的方法若しくはファクシミリ</u>により招集の請求があったとき。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面、電磁的方法若しくはファクシミリ</u>により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。	(理事会の開催) 第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。 (1) 理事長が必要と認めたとき。 (2) 理事総数の 2 分の 1 以上から理事会の目的である事項を記載した<u>書面</u>により招集の請求があったとき。 (理事会の招集) 第33条 理事会は、理事長が招集する。 2 理事長は、前条第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した<u>書面</u>により、開催の日の少なくとも 7 日前までに通知しなければならない。 (理事会の議長) 第 34 条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。 (理事会の議決) 第35条 理事会における議決事項は、第 33 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (理事会での表決権等) 第36条 各理事の表決権は、平等なものとする 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第 1 項の適用については、理事会会に出席したものとみなす。 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。
---	--

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が<u>記名押印又は署名</u>しなければならない。 (4) 財産から生じる<u>収益</u> (5) 事業に伴う<u>収益</u> (6) その他の<u>収益</u> この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。 (「その他の事業」(収益事業)を行わない場合は、「この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。」と記載。)	(理事会の議事録) 第37条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。 (1) 日時及び場所 (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名 (書面表決者にあつては、その旨を付記すること) (3) 審議事項 (4) 議事の経過の概要及び議決の結果 (5) 議事録署名人の選任に関する事項 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が<u>署名、押印</u>しなければならない。 第5章 資産 (資産の構成) 第38条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。 (1) 設立当初の財産目録に記載された資産 (2) 会費 (3) 寄付金品 (4) 財産から生じる<u>収入</u> (5) 事業に伴う<u>収入</u> (6) その他の<u>収入</u> (資産の区分) 第39条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。 (資産の管理) 第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
---	---

	第6章 会計 (会計の原則) 第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。 (会計の区分) 第42条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。 第39条と同じ (事業年度) 第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。 (事業計画及び予算) 第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、理事会の議決を経て、次の総会に報告することとする。 (予備費) 第45条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。 (予算の追加及び更正) 第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。 (事業報告及び決算) 第47条 この法人の事業報告書、<u>活動計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 第47条 この法人の事業報告書、<u>収支計算書</u>、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。
--	--

【法第 25 条 3 項及び第 6 項】 3 項：定款の変更(第十一条第一項四号に掲げる事項に係るもの【主たる事務所及びその他の事務所の所在地】(所轄庁の変更を伴わないものに限る。)並びに同項第八号【資産に関する事項】及び第十四号【公告の方法】に掲げる事項に係るもの(第六項において、「軽微な事項に係る定款の変更」という。)を除く。)は、所轄庁の承認を受けなければ、その効力を生じない。 6 項：特定非営利活動法人は、軽微な事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を所轄庁に届けなければならない。 【法第 11 条第 3 項】 第一項第十二号(解散に関する事項)に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。 - 一 国又は地方公共団体 - 二 公益社団法人又は公益財団法人 - 三 私立学校法第三条に規定する学校 法人 - 四 社会福祉法第二十二条に規定する社会福祉法人 - 五 更生保護事業法第二条第六項に規定する更生保護法人	(臨機の措置) 第 48 条 予算をもって定めるもののほか、借入金 の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。 第 7 章 定款の変更、解散及び合併 (定款の変更) 第 49 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の 4 分の 3 以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。 (解 散) 第 50 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。 (1) 総会の決議 (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能 (3) 運営会員の欠亡 (4) 合併 (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁による認証の取消し 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、運営会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。 (残余財産の帰属) 第 51 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に規定する法人の中から、総会において議決したものに譲渡するものとする。
---	---

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に提示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

【法改正における定款変更】

【改正する法律】平成29年4月施行
(貸借対照表の公告)

第二十八条の二

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の規定による前事業年度の貸借対照表の作成後遅滞なく、次に掲げる方法のうち定款で定める方法によりこれを公告しなければならない。

- 一 官報に掲載する
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法
- 三 電子公告
- 四 前三号に掲げるもののほか、不特定多数の者が広告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置として内閣府令で定める方法

(合併)

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において運営会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第9章 諮問機関

(会長・顧問・相談役)

第54条 この法人に、会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 会長、顧問及び相談役は、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 会長、顧問及び相談役は、この法人の運営について、理事長の諮問に応じて意見を述べる。

第10章 事務局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第 11 章(全文削除)
(地域連合会)
第 58 条第 1 項ならびに第 2 項を削除

第 11 章 雑則

(細則)

第 58 条

第 1 1 章 地域連合会

(地域連合会)

第 58 条 この法人は、必要に応じ地域連合会を置くことができる。

- 2 地域連合会は、都道府県単位に構成され、明るい社会づくり運動を推進する各行政区の地域組織との合意に基づき、連絡調整や人材養成を行う。

第 1 2 章 雑則

(細 則)

第 59 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定めることができる。

附 則

1. この定款はこの法人が成立の日から施行する。
2. この法人の設立当初の組織、機関並びにそれら相互の関係を簡略に図示するために、この定款に「特定非営利活動法人 明るい社会づくり運動」組織図を添付する。
3. 第 13 条第 1 項、第 2 項、第 20 条第 2 項、第 3 項、第 45 条第 1 項但書、第 24 条第 4 項から第 6 項まで、第 29 条第 3 項、第 30 条第 3 項及び第 31 条（第 60 条第 3 項但書から第 4 項までが準用される場合）の規定にかかわらず、この法人設立当初の理事、監事、評議員、運営委員長、事務局長（拠点運営委員会の事務局長、都道府県運営委員会の事務局長を含む）は別表の通りとする。
4. この法人の設立当初の役員、評議員及び運営委員の任期は、第 16 条第 1 項本文、第 23 条、第 24 条第 8 項の規定に拘らず、成立の日から平成 14 年 6 月 30 日までとする。なお、第 16 条第 2 項但書の適用について、この間の任期はこれに算入される。
5. この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第 71 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

1 この改正された定款は平成 13 年 7 月 1 日より施行する。 2 この改正された定款は平成 16 年 7 月 1 日より施行する。 3 この改正された定款は、東京都より認証を受けた平成 19 年 3 月 12 日より施行する。 4 この改正された定款は、平成30年●月●日より施行する。	6. この法人の設立当初の賛助会費は、第 6 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定にかかわらず、以下の通りとする。 (1) 個人賛助会員 5,000 円 (一口/年) (2) 団体賛助会員 10,000 円 (一口/年) 7. この法人の設立により、「明るい社会づくり運動全国協議会」の一切の財産及び「明るい社会づくり運動準備財団」の賛助会員及び一切の財産は、この法人が継承する。 8. 「明るい社会づくり運動 準備財団」において個人賛助会員又は団体賛助会員若しくは協議会賛助会員として登録された者は、この法人が成立の日から、平成 13 年 6 月 30 日まで、それぞれこの法人の個人賛助会員、団体賛助会員としての資格を有するものとする。 9. 本法人の賛助会員の募集は第 7 条第 3 項の規定にかかわらず、平成 13 年 1 月 1 日より開始することとし、平成 13 年 3 月 31 日までに個人賛助会員及び団体賛助会員として申し込みを行った者は、この法人の成立の日より平成 14 年 6 月 30 日まで、それぞれこの法人の個人賛助会員、団体賛助会員としての資格を有するものとする。 10. この法人の設立当初の事業年度は、第 76 条の規定にかかわらず成立の日から平成 14 年 3 月 31 日までとする。 附 則 2 1 この改正された定款は平成 13 年 7 月 1 日より施行する。 1 この改正された定款は平成 16 年 7 月 1 日より施行する。 1 この改正された定款は、東京都より認証を受けた平成 19 年 3 月 12 日より施行する。
---	--

平成 30 年度事業計画

I 事業実施の方針

1. 今年度は、提唱 50 周年に向けてさまざまな機会(機関誌は一とふる・講演・学習会等)を通じて広報を行い、全国会員の意識の高揚を図る。また、50 周年企画委員会及び理事会で提唱 50 周年後の明社のあり方を検討し、全国に周知をして行く。
2. 東日本大震災並びに熊本地震災害やその他の被災地への復興については、引き続き被災地のニーズを収集し、支援活動を実施する。
3. 全国明社の運営については、より一層の賛助会員の募集に努め、新定款の団体運営会員(会費 3 万円)の勧募を行っていく。
4. 国際支援活動については、「ラオスに井戸を贈る運動」や「アフリカへ毛布をおくる運動」等を引き続き、都道府県・地区明社と連携して実施するものとする。

II 事業実施に関する事項

1. ネットワーク推進事業 1…全国都道府県会議

目 的: 明社運動の方向性や事業のあり方を共有し、全国都道府県の方々と意見・情報交換を行い、より一層の繋がりを図ることを目的に開催する。

※平成 30 年度は、翌年の提唱 50 周年記念行事と同時開催とする。よって、30 年度の単独での「全国都道府県会議」は行わない。

ネットワーク推進事業 2…明社ミーティング

目 的: 時代にあった市民活動のあり方などを研鑽し、情報交換並びに意見交換を通して、これからの運動を確認する。今年度も、「これからの明るい社会づくり運動・3 つの方針」の浸透に努めると共に、提唱 50 周年に向けて意識の高揚を図る。

会 場: 5 会場 (招聘地)

日 程: 1 泊 2 日または日帰り

対 象: 複数県および県単位とする。複数地区明社開催も可。

参加人数: 1 会場・45 人程度

助成内容: ①会場費及び付帯諸費用

②講師招聘に伴う費用 (謝礼・旅費交通費等)

③宿泊を伴う場合の参加者 1 人当たり 2,000 円の補助

※H30 年度より、参加費は徴収しない。

ネットワーク推進事業 3…講師派遣と相談サービス

目 的: 本運動の推進を図るため、都道府県・地区明社および各種団体に対し、講師を派遣する。また、運動の啓発や事業実施の相談等に応える。

ネットワーク推進事業 4…諸団体との連携

目 的: 各種 NPO/NGO 団体が実施する事業等に参加し、本運動との連携を図る。

内 容: ①日本国際ボランティアセンターと協働し「ラオスに井戸を贈る運動」への協力を呼び掛ける。

②アフリカへ毛布をおくる運動推進委員会への協力・支援を行う。

2. 広報事業 1…機関誌『はーとふる』の発行

目的：本運動の推進に役立つ情報を提供し、都道府県ならびに地区明社への支援に寄与する。

計画内容：発行時期：春号(4月)、夏号(7月)、秋号(10月)、冬号(1月)

発行部数：8,500部(装丁：A4版16頁～20頁、カラー刷り)

年間企画は、理事会の意見をもとに検討し、紙面の充実を図る。

広報事業 2…Web等のIT

目的：インターネットを用いて、本運動の団体紹介や事業情報を迅速かつ広範に公開する。

あわせて、都道府県ならびに地区明社の団体紹介や活動報告を掲載し、活動事例の紹介を行う。

計画内容：ホームページで都道府県・地区明社の団体紹介、イベント情報等を適宜更新する。

ホームページで全国明社の各種事業案内と報告を行う。

メールマガジンを適宜発行し、情報の更新案内をする。

フェイスブックを使い、即時の情報発信を行う。

広報事業 3…広報ツールの開発

目的：本運動を広く地域社会に伝えていくためのツールを開発する。

また、提唱50周年に向けて、活動紹介映像作成のための取材を行う。

3. 調査・研究事業

目的：社会貢献に顕著な実績のある諸団体の活動を学び本運動との協働などについて調査研究を行う。また、本運動の人材育成の在り方を検討する。

計画内容：(1) 人材育成プログラムの調査研究

(2) 地区明社の情報収集

(3) 諸団体主催の事業等への参加

(4) 書籍等の購入

①人材育成プログラムの開発

理事会等で本運動の人材育成像を検討し、必要に応じて外部調査を行う。

②地区明社の情報収集

「全国組織一覧」や収集したデータをもとに地区明社の状況を確認し、本法人に望むサービス等の調査を行い、団体賛助会員の拡大に努める。

また、地区明社の情報(発行物等)を収集し、事務局で閲覧できるよう管理すると共に、各県にも情報を提供する。

③情報収集1

各種団体主催のセミナーへの参加

④情報収集2

書籍による情報収集および各種団体の刊行物購読による情報収集

4. 地域協働事業

目的：地域活性化への支援を目的として、全国明社と都道府県・地区明社が協働して事業を行い、都道府県・地区明社が地元とのつながりを持つ契機とする。

計画内容：①各種団体、行政など地域と共に、活動している地区明社の事業を支援する。

②地区明社と協働して青少年(キッズ、ジュニア、青年)育成を目指した活動を開発する。

③昨年に引き続き「全国清掃キャンペーン・明社人 みんなでゴミ拾い 2018」を実施し、機関誌で集計結果を発表し、都道府県・地区明社の連帯と一体感を深める。

5. 明社レンジャー事業

目的：地区明社や市民団体等の要請に応え、「耀！連隊 明社レンジャー」のショーを行い、次代を担う子どもたちやその保護者を中心に、平和の大切さや市民によるまちづくりを啓発する。

計画内容：①要請に応え、衣装の貸し出し、ショーやイベントに出演し広報援助を行う。
②機関誌やホームページに衣装の貸出の案内を掲載し、本運動のPRに役立ててもらう。

6. 集会事業 1…全国集会

目的：本運動の推進者が一堂に会し、提唱の理念を確認すると共に、情報交換・草の根運動に関する研鑽を行い、より深く本質的な運動を展開する為の出会いと学びの場とする。

日程：平成30年7月7日(土)午後2時～8日(日)正午まで

会場：萩本陣

定員：200人

参加費：15,000円（集会・懇親会・宿泊含） オプションツアー4,000円

内容：1日目

来賓挨拶…村岡山口県知事

国際支援活動「ラオスに井戸を贈る運動」実施報告

「松陰先生のことば朗唱」…明倫小学校児童

基調講演「吉田松陰と門下生」…一坂太郎

創作ミュージカル「SHOWIN」

2日目-歴史探訪（オプション観光ツアー）

集会事業 2…提唱 50 周年特別記念事業

目的：提唱50周年(2019)に向けての準備を行う。

計画内容：「提唱50周年企画委員会」を設置し検討する。

7. 災害支援事業 1…ボランティア活動

目的：東日本大震災およびその他の災害において、当該地区明社等と協働し、復興支援に取り組む。

計画内容：①仮設住宅および復興住宅コミュニティづくりを、自治会等と協力し行う。

②独居および高齢者の参加を意識したイベントを実施する。

③子ども支援基金をもとに、子どもたちへの支援を行う。

災害支援事業 2…東日本大震災復興支援植樹活動

目的：全国各地から寄せられた植樹基金をもとに、支援要請のある復興地に桜等の植樹を行う。また、仮設住宅・復興住宅等に「花植え」を行う。

計画内容：被災地の要請に応じて花植え・植樹を行う。

災害支援事業 3…緊急援助活動

目的：緊急援助事業の協定団体である AMDA（特定非営利活動法人アムダ）や諸団体の要請に応じて、必要物資の調達・運搬等の後方支援を行う。

Ⅲ運営に関する事項

1. 第18回「通常総会」の開催

と き：平成30年6月9日(土)13時30分～15時30分

ところ：佼成図書館視聴覚室

- (1)平成29年度事業報告・決算の承認
- (2)平成30年度事業計画・予算の報告
- (3)その他

2. 理事会の開催

第1回理事会

と き：平成30年5月12日(土)9時30分～16時

ところ：法人事務所(東京都中野区)

- (1)平成29年度事業報告(案)・決算(案)の承認
- (2)平成30年度事業計画(案)・予算(案)の決定
- (3)理事選任について
- (4)賛助会員の拡大について
- (5)その他"

第2回理事会

と き：平成30年9月8日(土)9時30分～16時

ところ：法人事務所(東京都中野区)

- (1)これからの運動のあり方について
- (2)人材育成について
- (3)その他

第3回理事会

と き：平成30年11月10日(土)10時～11日(日)15時

ところ：法人事務所(東京都中野区)

- (1)事業の中間報告
- (2)次年度事業計画について
- (3)法人運営について
- (4)その他

第4回理事会

と き：平成31年2月23日(土)9時30分～16時

ところ：法人事務所(東京都中野区)

- (1)次年度事業計画・予算案
- (2)決算見込みについて
- (3)法人の課題について
- (4)その他

平成30年度(2018年度) 収支予算書(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

(単位: 円)

	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	予算差異
I 経常収入の部			
1・会費収入	4,400,000	4,400,000	0
①運営会費	650,000	650,000	
②個人賛助会費	1,950,000	1,950,000	
③団体賛助会費	1,800,000	1,800,000	
2. 事業収入	575,000	3,020,000	2,445,000
①全国都道府県会議参加費	350,000	0	
②明社ミーティング参加費	225,000	0	
③全国集会参加費	0	3,020,000	
3. 補助金収入	7,000,000	7,000,000	0
①協力団体	7,000,000	7,000,000	
②その他	0	0	
4. 寄付金収入(一般・指定)	200,000	300,000	100,000
5. 雑収入	500	350	-150
6. 前期繰越金からの繰入	10,050,832	9,672,906	-377,926
7. 基金からの繰入	300,000	1,800,000	1,500,000
8. 子ども支援基金からの繰入	2,781,712	2,677,695	-104,017
9. 熊本支援基金からの繰入	2,129,956	1,399,049	-730,907
10. 桜苗木基金からの繰入	684,552	636,824	-47,728
経常収入合計(A)	28,122,552	30,906,824	2,784,272

Ⅱ 経常支出の部			
1・事業費			
ネットワーク推進事業費1 (全国代表者会議)	4,000,000	0	-4,000,000
ネットワーク推進事業費2 (明社ミーティング)	1,770,000	1,530,000	-240,000
ネットワーク推進事業費3 (講師派遣と相談サービス)	1,750,000	1,265,000	-485,000
ネットワーク推進事業費4 (諸団体との連携)	200,000	200,000	0
広報事業費1 (機関誌)	3,508,000	3,520,000	12,000
広報事業費2 (WEB)	740,000	780,000	40,000
広報事業費3 (広報ツール)	350,000	350,000	0
調査・研究事業費	740,000	600,000	-140,000
地域協働事業費	910,000	910,000	0
明社レゾナ-事業費	300,000	250,000	-50,000
集会事業費1 (全国集会)	610,000	6,400,000	5,790,000
集会事業費2 (提唱50周年特別記念事業)	300,000	1,800,000	1,500,000
災害支援事業費1 (ボランティア活動)	7,410,000	7,265,000	-145,000
災害支援事業費2 (植樹活動)	684,552	636,824	-47,728
災害支援事業費3 (緊急援助活動)	0	0	0
事業人件費	0	0	0
事業費合計	23,272,552	25,506,824	2,234,272
2・管理費			
管理費	4,850,000	5,400,000	550,000
管理費合計	4,850,000	5,400,000	550,000
経常支出合計 (B)	28,122,552	30,906,824	2,784,272
経常収支差額 (A) - (B)	0	0	0
支出合計	28,122,552	30,906,824	2,784,272

平成30年度特定非営利活動に係る事業会計収支予算書(科目詳細)

	金 額 (単位:円)			計算式 等
I 経常収入の部				
1 会費収入				
・運営会費	650,000			@10,000 × 65
・個人賛助会費	1,950,000			@3,000 × 650
・団体賛助会費	1,800,000	4,400,000		@10,000 × 180
2 事業収入				
・ネットワーク推進事業1収入	0			
・集会事業収入	3,020,000	3,020,000		
3 補助金収入				
・民間助成金収入	7,000,000			協力団体より
・その他の助成金収入	0	7,000,000		
4 寄付金収入				
・寄付金収入	300,000	300,000		事業への指定寄付を含む
5 雑収入				
・受取利息	350	350		預金利息
6 繰越金より繰入				
・繰越金より	9,672,906			
・基金より	1,800,000			
・子ども支援寄付金より	2,677,695			
・熊本支援寄付金より	1,399,049			
・植樹寄付金より	636,824	16,186,474		
経常収入合計 (A)			30,906,824	

	金 額 (単位:円)			計算式 等
Ⅱ 経常支出の部				
1 事業費				
・ネットワーク推進事業1(全国都道府県会議)				
会場費	0			
旅費交通費	0			
会議費	0			
通信運搬費	0			
消耗品費	0			
図書資料費	0			
印刷製本費	0			
諸謝金	0			
雑費	0	0		
・ネットワーク推進事業2(明社ミーティング)				
会場費	750,000			会場使用料・懇親会等 5会場
旅費交通費	663,000			事前打合せ・当日 5会場
会議費	0			
通信運搬費	4,000			資料発送
消耗品費	6,000			
図書資料費	0			
印刷製本費	7,000			資料作成
諸謝金	100,000			講師料 5会場
雑費	0	1,530,000		
・ネットワーク推進事業3(講師派遣と相談サービス)				
会場費	0			
旅費交通費	1,220,000			20回
会議費	20,000			
通信運搬費	10,000			資料発送
消耗品費	0			
図書資料費	0			
印刷製本費	15,000			資料作成
諸謝金	0			
雑費	0	1,265,000		
・ネットワーク推進事業4(諸団体との連携)				
会場費	0			
旅費交通費	100,000			
会議費	55,000			会議参加費
通信運搬費	20,000			礼状発送・宅急便代等
消耗品費	5,000			
図書資料費	0			
印刷製本費	20,000			チラシ作成
諸謝金	0			
雑費	0	200,000		
・広報事業1(機関誌)				
機関誌制作費	1,840,000			機関誌デザイン・印刷
旅費交通費	700,000			取材交通費
会議費	70,000			編集委員会等
通信運搬費	600,000			会員・贈呈者等発送
消耗品費	20,000			発送用封筒
図書資料費	50,000			資料購入等
諸謝金	240,000			原稿料等
雑費	0	3,520,000		
・広報事業2(WEB)				
委託費	538,800			HP委託管理・新規コンテンツ制作
旅費交通費	200,000			取材交通費
会議費	20,000			取材打合せ等
通信運搬費	7,800			インターネット
消耗品費	10,000			メディア等消耗品
図書資料費	3,400			
諸謝金	0			
雑費	0	780,000		
・広報事業3(広報ツール)				
会議費	0			

旅費交通費	330,000		資料映像取材
通信運搬費	20,000		ツール等発送費
消耗品費	0		
図書資料費	0		
印刷製本費	0		
諸謝金	0		
雑費	0	350,000	
・調査・研究事業			
会場費	0		
旅費交通費	530,000		外部調査・セミナー等
会議費	0		
通信運搬費	20,000		県版機関紙発送費等
消耗品費	5,000		地区明社情報ボックス管理用
図書資料費	25,000		情報収集用書籍等
印刷製本費	0		
委託費	0		
参加費	20,000		カレッジプログラム
諸謝金	0		セミナー参加費等
雑費	0	600,000	
・地域協働事業			
会場費	380,000		
旅費交通費	330,000		
会議費	15,000		
通信運搬費	20,000		資料発送等
消耗品費	15,000		
図書資料費	0		
印刷製本費	150,000		チラシ等作製
諸謝金	0		
雑費	0	910,000	
・明社レンジャー事業			
会場費	0		
旅費交通費	100,000		
会議費	15,000		
通信運搬費	40,000		衣装発送費等
消耗品費	70,000		衣装修理・備品
図書資料費	20,000		
印刷製本費	0		
諸謝金	0		
雑費	5,000	250,000	
・集会事業1(全国集会)			ボランティア保険
会場費	3,700,000		
旅費交通費	1,917,460		
会議費	79,500		
通信運搬費	0		
消耗品費	13,040		
図書資料費	0		
印刷製本費	500,000		
諸謝金	190,000		
雑費	0	6,400,000	
・集会事業2(提唱50周年特別記念事業)			
会場費	0		
旅費交通費	380,000		企画委員会
会議費	221,200		実行委員会
通信運搬費	35,000		案内状等
消耗品費	3,800		
図書資料費	0		
印刷製本費	1,160,000		DVD作成・チラシ・プログラム等
諸謝金	0		
雑費	0	1,800,000	
・災害支援事業1(ボランティア活動)			
現地活動費	4,906,744		熊本支援・子ども支援・プログラム運営・機材等
旅費交通費	1,660,000		ボランティア・スタッフ交通費
会議費	70,000		ボランティア・スタッフ食事代

通信運搬費	7,256				
消耗品費	500,000				食材等
図書資料費	0				
印刷製本費	0				
諸謝金	115,000				
雑費	6,000	7,265,000			ボランティア保険
・災害支援事業2(植樹活動)					
現地活動費	636,824				
旅費交通費	0				
会議費	0				
通信運搬費	0				
消耗品費	0				
図書資料費	0				
印刷製本費	0				
諸謝金	0				
雑費	0	636,824			
・災害支援事業3(緊急援助活動)					
現地活動費	0				
旅費交通費	0				
会議費	0				
通信運搬費	0				
消耗品費	0				
図書資料費	0				
印刷製本費	0				
諸謝金	0				
雑費	0	0			
・事業人件費					
給料手当	0	0	25,506,824		
2 管理費					
・主たる事務所の管理費					
給料手当	0				
福利厚生費	90,000				
会議費	430,000				理事会等
広報費	0				
旅費交通費	1,200,000				理事会・総会 日帰り交通費
通信運搬費	550,000				電話・宅便・メール便・振込手数料・払込手数料等
図書会費	53,000				
消耗什器備品費	0				
消耗品費	250,000				事務用品・ゴミ処理券等
修繕費	420,000				コピー機パフォーマンス料他
印刷製本費	20,000				年賀状
光熱水料費	462,000				電気・水道
リース料	1,224,720				コピー機、電話機、会計ソフト他
災害保険料	18,030				家財保険・動産保険加入
管理諸費	677,000				会計顧問料他
法人実務費	4,000				
租税公課	0				
雑費	1,250	5,400,000	5,400,000		残高証明手数料等
経常支出合計(B)				30,906,824	
経常収支差額(A)－(B)				0	

